

ー12月は職場のハラスメント撲滅月間です！ー

ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！

茨城労働局開設期間：令和元年12月2日（月）～令和2年3月31日（火）

働く人も、企業の担当者も、**ご相談ください！**

たとえば・・・

働く人

企業の担当者

セクハラについて社内の相談窓口にご相談したら「それくらいのことは我慢しろ」と言われた。

育児短時間勤務をしていたら同僚から「あなたが早く帰るせいで、まわりは迷惑している。」と何度も言われ、精神的に非常に苦痛を感じている。

長時間にわたって、繰り返し執拗に叱られてつらい。

職場のハラスメント対策として相談窓口の一元化を検討したいが、どうすればよいのだろう。

セクハラや妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの防止措置は、会社としてなにをする必要があるんだろう。パワハラも法制化されたことだし、対策に含めた方がよいのだろうか？

セクシュアルハラスメント（セクハラ）

職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗（しつよう）な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなることをいいます。【男女雇用機会均等法第11条】

妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うことをといます。

【男女雇用機会均等法第11条の2 / 育児・介護休業法第25条】

パワーハラスメント（パワハラ）

職場におけるパワーハラスメントとは、①優越的な関係を背景とした、②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、③就業環境を害すること、の全ての要素を満たすものをいいます。【労働施策総合推進法第30条の2】

- 職場のパワーハラスメントの定義や事業主が講ずべき措置の具体的内容等については、今後指針（令和2年1月目途）において示される予定です。
- 雇用管理上の具体的内容
 - ▶事業主によるパワーハラスメント防止の社内方針の明確化と周知・啓発
 - ▶苦情などに対する相談体制の整備
 - ▶被害を受けた労働者へのケアや再発防止 等

相談して
ください！

都道府県労働局があなたのお力になります！

匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。
まずは相談してください！！ 相談は無料です！



Q. どのような相談ができますか？

A. 職場でのセクシュアルハラスメントや、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等ハラスメント、職場でのパワーハラスメントについてもご相談いただけます。

Q. 就職活動中に受けたセクシュアルハラスメントについても相談できますか？

A. 就職活動中での出来事についてもご相談いただけます。

Q. 相談すると、雇用環境・均等室ではどんなことをしてくれるの？

A. 法律の内容についての情報提供などを行います。

また、トラブル等について、法律上可能な対応案について説明し、ご希望に応じ紛争解決援助（あっせん含む）を実施します。

茨城労働局 職場のハラスメント対応特別相談窓口

受付時間 8：30～17：15（土曜・日曜・祝祭日を除く）
※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。
できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

電話番号 029-277-8295

住所 〒310-8511 水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎6階
雇用環境・均等室【相談・指導部門】

厚生労働省委託事業 ハラスメント悩み相談室

 **0120-714-864**

●受付時間：月曜～金曜 12:00～21:00 / 土曜・日曜 10:00～17:00
祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。携帯電話・スマートフォンからも通話できます。

●受付フォーム <https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/mail-soudan>

●メールアドレス mail@harasu-soudan.mhlw.go.jp



専用Webサイト [ハラスメント悩み相談室](#) 検索

（委託運営）

 **LEC** 東京リーガルマインド